資料３

長久手市緑の基本計画 と 長久手市みどりの推進計画 との関係性について

（上位計画）

第６次長久手市総合計画（ながくて未来図）
第３次長久手市土地利用計画

都市緑地法第４条
に規定

長久手市緑の基本計画

緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項などを総合的かつ計画的に定める計画

- 施策①　～～～～
- 施策②　～～～～
- 施策③　～～～～

改定時、みどりの推進会議
にてご意見をもらう

（関連計画）

- 長久手市
  都市計画マスタープラン
- 長久手市里山基本計画
- 長久手市景観計画

施策評価シートで評価･進捗管理

中間年次である２０２４年度（令和６年度）にみどりの推進会議にて、進捗状況を報告し点検･評価を行う。

同じ意味合いを持つため
緑の基本計画の施策評価シートを活用！

みどりの条例第３条
に規定

長久手市みどりの推進計画

みどりの育成及び適切な保全を図るため、緑化の推進に関する総合的な計画を策定し、これを実施するものとする。

- みどりの推進　～～～～
- みどりの保全　～～～～
- みどりの啓蒙　～～～～

改定時、みどりの推進会議
にて諮問･答申をもらう

実施計画の策定